

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「が、東京都に事務所を設置し、」を「が、」に改め、同表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

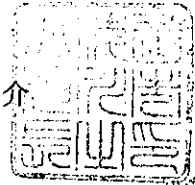
この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月11日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 今津寛介



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山本

